

大台町散骨場の経営の許可等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、大台町における散骨場の経営の許可等の基準について必要な事項を定めることにより、散骨場の経営の適正を図り、もって公衆衛生の向上及び町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）散骨 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第2項に規定する火葬により生じた骨の粉末（その形状が顆粒^か状のもの及び遺灰を含む。）及び火葬後にその焼骨を砕いて粉状にしたものを地表等へ散布する行為をいう。
- （2）散骨場 散骨を行うための区域をいう。
- （3）近隣住民 散骨場の境界線からの水平投影面における最短の距離が300メートルの範囲内にある自治会に居住する者又は建物の所有者をいう。
- （4）周辺関係者 散骨場の区域に隣接している土地の所有者をいう。

（経営者の責務）

第3条 散骨場を経営しようとする者は、当該散骨場の設置又は管理に際しては、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、散骨場の経営等の状況を把握するとともに、公衆衛生の向上及び町民の良好な生活環境の確保を図る上で支障がある散骨場の経営等を防止するために必要な施策を講ずるものとする。

（経営等の許可）

第5条 散骨場を経営しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。経営の許可を受けた散骨場について、第11条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を変更し、又は廃止しようとする者も、同様とする。

（欠格事由）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の許可を受けることはできない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 法人でその役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの
- (5) 公租公課を滞納し、かつ完納の見込みがない者
（事前協議）

第7条 第5条の許可（廃止の許可を除く。）を申請しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、第11条第1項の規定による申請書の提出前に、規則で定めるところにより、協議書を提出し、散骨場の経営又は変更に係る計画（以下「経営等計画」という。）について町長と協議しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による協議があったときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

（標識の設置）

第8条 申請予定者は、散骨場の経営等計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該計画に係る土地の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第9条 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民及び周辺関係者に対し、散骨場の経営等計画についての説明会を開催しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定による説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を町長に報告しなければならない。

（近隣住民等との協議）

第10条 近隣住民及び周辺関係者は、申請予定者に対し、散骨場の経営等計画について意見の申出をすることができる。

2 申請予定者は、前項の意見の申出があったときは、申出をした近隣住民と協議しなければならない。

3 申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかに、その内容を町長に報告しなければならない。

(許可の申請等)

第11条 第5条の許可を受けようとする申請予定者は、次に掲げる事項（変更の許可を受けようとする場合にあつては当該変更に係る事項、廃止の許可を受けようとする場合にあつては第1号から第3号までの事項に限る。）を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 散骨場の名称及び所在地

(3) 散骨場の区域及び面積

(4) 散骨の実施方法

(5) 散骨場の維持管理に関する計画

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次条の規定によりその内容を審査し、可否を決定し、申請予定者に通知するものとする。

(許可の基準等)

第12条 町長は、前条第1項の規定による申請（廃止の許可に係る申請を除く。）に係る散骨場の経営等計画が、別表に掲げる基準に適合していると認められるときでなければ、第5条の許可をしてはならない。

2 町長は、第5条の許可をするに当たり、公衆衛生上必要な限度において条件を付することができる。

(工事の着手等の届出)

第13条 第5条の許可（廃止の許可を除く。）を受けた者（以下「事業者」という。）は、当該許可に係る散骨場の工事に着手しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の工事が完了したときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(工事の完了検査等)

第14条 町長は、前条第2項の規定による届出があったときは、速やかに、当該工事が第12条第1項に規定する許可の基準及び同条第2項に規定する許可の条件（以下「許可基準等」という。）に適合しているかについて検査し、許可基準等に適合していると認めるときは、工事完了検査済証（以下「検査済証」という。）を当該事業者に交付するものとする。

2 事業者は、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該散骨場（第11条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更の場合にあっては、当該変更に係る部分に限る。）を使用してはならない。

(変更又は中止の届出)

第15条 事業者は、第11条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、当該許可に係る散骨場の工事を中止したときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(維持管理)

第16条 事業者は、当該許可に係る維持管理に関する計画に従い、散骨場の維持管理を適正に行わなければならない。

(地位の承継等)

第17条 事業者から散骨場を譲り受けた者は、当該事業者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その事実を証する書類を添付して、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(報告及び立入検査)

第18条 町長は、この条例の施行に必要な範囲において、事業者に対し、期限を定めて散骨場に関する報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、町長に報告しなければならない。

3 町長は、この条例の施行に必要な範囲において、当該職員に、散骨場に立ち入り、施設、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の

請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第3項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令等)

第19条 町長は、事業者が許可基準等に違反しているとき、又は第16条に規定する維持管理を適正に行わないときは、事業者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

2 町長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第20条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の許可を取り消すことができる。

(1) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(使用禁止命令)

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、散骨場の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第5条の許可を受けずに、散骨場を設置し、又は第11条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を変更した者

(2) 第14条第2項の規定に反して、検査済証の交付を受ける前に散骨場(第11条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更の場合にあっては、当該変更に係る部分に限る。)を使用した者

(3) 前条の規定により許可を取り消された者

(原状回復命令等)

第22条 町長は、前条の規定により使用禁止を命じたときは、期限を定めて、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(公表)

第23条 町長は、第21条の規定による命令を受けた者がその命令に違反したとき又は罰則を受けたときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による許可を受けずに散骨場の経営を行った者
- (2) 第22条の規定による原状回復その他必要な措置を講ずる命令に従わなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第18条第3項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表（第12条関係）

許可の基準

- (1) 散骨場を經營しようとする土地（以下「敷地」という。）が、經營しようとする者の所有する土地であり、かつ、当該所有権以外の権利が存しないこと。
- (2) 敷地に隣接する全ての周辺関係者の同意を得ること。なお、当該散骨場と境界を接する土地の所有者が散骨場を經營しようとする者又はその関係者であるときは、散骨場を經營しようとする者はその土地と境界を接する散骨場の經營に係る関係者以外の全ての土地の所有者の同意を得ること。
- (3) 水道水源、井戸等が汚染されるおそれのない土地であること。
- (4) 敷地の境界は、公園、学校、保育所、病院・診療所その他の公共施設の敷地境界又は現に人の居住する建造物の敷地境界からおおむね300メートル以上離れていること。ただし、施設にあっては管理責任者、住居にあっては当該世帯の代表者全員の同意を得たときは、この限りでない。
- (5) 敷地の境界は、河川又は湖沼からおおむね100メートル以上離れていること。
- (6) 敷地が、地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。
- (7) 敷地の境界には、目隠しとして障壁又は樹木の垣根等が設置されていること。
- (8) 駐車場、ごみ集積設備、給水設備及び排水設備等必要な設備が設置されていること。ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- (9) 敷地内は、安全な歩道を設けること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、散骨場の設置に必要な関係法令との調整が図られていること。